

第366回広島県建築審査会

- 1 日 時 令和5年9月7日（木）13時30分から14時37分まで
- 2 場 所 広島県庁北館3階第5委員会室（広島市中区基町10-52）
- 3 出席委員 佐々木委員、杉山委員、津山委員、橋本委員
- 4 議 題

（1）審 議（2件）

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
第1号議案	建築基準法第3条第1項第三号の規定による同意基準及び同運用基準について	—	同 意
第2号議案	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について	熊野町	同 意

（2）報告事項

- ・ 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について、予め審査会の同意を得て定めた基準に適合するため許可を行った案件について報告（包括同意許可案件4件）

- 5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ
TEL（082）-513-4183（ダイヤルイン）

6 会議の内容（概略）

事務局 （事務局紹介）

事務局 （審査会の進行について説明）

議 長 それでは、これより審議に入ります。
ただ今の出席委員は4名ですので、広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により、この建築審査会は成立します。
それでは第1号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （第1号議案について説明。）

議 長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

委員 国の基準はなく、県が独自に基準を設定するものなのでしょうか。

事務局 説明の中で触れた通り、国の基準の一部を準用しています。それと部分的に目標水準、1/30 といった説明があったと思いますが、その部分については伝統的構法の木造建築物という前提で専門調査員の先生とお話をして、今回独自に設定した内容です。

委員 市はこの基準に沿ってきちんと対応できますか？

事務局 委託先のコンサルで作業をしていただいた上で、さらに市に専門家委員会というのを別に設けることとなります。

今回定めたのは、こういう基準で検討してくださいというものであって、個々の建物をどう対応するか、という妥当性はこの専門家委員会で、今回決めた基準に合っているかどうかの審査をしていただくことで担保していく仕組みです。

市とはこういうフローを進めていくということでお話をさせていただいています。

委員 市の議会か何かで、市長さんがこの建物について言及されておられ、前に進むと言う報道だったと思うのですが、今から検討されるのですね。

事務局 まさに今後、市が耐震改修を含めた設計をするための補正予算を議会に上程して説明されているということです。

議長 同意基準・運用基準はまだ成立していないわけですから、これから対応するということですか。

事務局 そうです。今回定めた基準を見て設計を発注して、この基準に基づいて設計をするという流れになります。

議長 特にはありませんか。

質疑等もないようですので、第1号議案については原案のとおり同意することとして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 ありがとうございます。原案のとおり同意させていただきます。

議長 それでは第2号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (第2号議案について説明。)

議長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。
質疑等もないようですので、第2号議案については原案のとおり同意することとして、よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、原案のとおり同意させていただきます。
次に、報告案件に移りたいと思います。
報告第1号としまして、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可で、同意の取扱い基準に適合するため許可したもの4件について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (報告第1号について説明)

議長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございませんか。

委員 1と2はなぜ敷地を分けて申請しているのですか。

事務局 建築基準法では、1つの敷地には1つの建物という原則があります。例えば、住宅に付属する車庫等であれば、用途的にこれがないと成り立たないということになるので、1つの敷地に複数の建築物が建てられるのですが、この度はそれぞれ別の建築物ということになりますので敷地を分けています。

議長 他に質疑等ございますか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、質疑等もないようですので、これで報告案件の説明を終了し、本日の建築審査会を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

7 会議資料

- 建築基準法
- 第1号議案
- 第2号議案
- 報告第1号